



2015年5月21日

各位

会社名 株式会社メディアグローバルリンクス  
代表者名 代表取締役社長 小野 孝次  
(コード番号: 6659)  
問合せ先 取締役管理本部長 武田 憲裕  
(TEL: 044-589-3440)

### 株式報酬型ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、2015年5月21日開催の取締役会において、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を拡大することについて承認を求める議案を2015年6月20日開催予定の当社第22期定時株主総会に上程することを決議しましたのでお知らせ致します。

#### 記

#### 1. 目的

当社の取締役に対する金銭報酬等の額は、2006年6月27日開催の第13期定時株主総会において年額300,000千円以内としてご承認いただき、また、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2011年6月23日開催の第18期定時株主総会において年額30,000千円以内、かつ新株予約権の数500個を上限としてご承認いただき、今日に至っております。

当社は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有することにより、取締役の株価上昇および業績向上への貢献意欲を一層向上させるため、取締役に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与しておりましたが、上記目的をさらに推し進めるため、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を現行の30,000千円以内から37,500千円以内へ、かつ新株予約権の上限の数を現行の500個から625個へと拡大することについてご承認をお願いするものです。

なお、本議案の対象となる取締役の員数は、5名であります。

#### 2. 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数は、総数62,500株を、各事業年度に係る定時株主総

会の日から1年以内の日に割当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。各新株予約権の目的である株式の数(以下、付与株式数という)は100株とし、付与株式数が調整された場合には、交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記(2)の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日(以下、決議日という)以降、当社が普通株式の分割(普通株式の無償割当を含む、以下同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

新株予約権の総数625個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割当てる新株予約権の数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当に際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てる日から25年以内の範囲で、取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。その他の権利行使条件等については、取締役会において定める。

以上